

《高知女子大学看護学会誌投稿規程》

1. 投稿者の資格

投稿論文の筆頭研究者は、本学会員に限る。但し、共同研究者はこの限りではない。また、編集委員会から依頼された原稿についてはこの限りではない。

2. 原稿の種類

1) 原稿の種類は論壇、総説、原著論文、研究報告、資料、その他であり、その内容は以下のとおりとする。著者は原稿にその種類の何れかを明記するものとする。

(1) 論 壇：看護実践・看護教育・看護管理、看護の動向などについての提案や提言

(2) 総 説：過去に報告された研究・調査論文の総括、解説

(3) 原著論文：研究が独創的で、新たな看護学の知見が得られ、論理的に記述されている論文

(4) 研究報告：調査や実験などの研究結果を系統的に記述し、看護学の発展に寄与する論文

(5) 資 料：看護に関する記録上重要なものの、調査や事例から得られた結果をまとめた記録・報告

2) 投稿論文は、未発表あるいは未投稿のものに限る。また、本誌投稿中、他誌への投稿をしてはならない。

3. 投稿手続き

1) 原稿は、封筒の表に「高知女子大学看護学会誌原稿」と朱書し、下記に書留郵送する。

〒781-8515 高知市池2751-1

高知県立大学看護学部内

高知女子大学看護学会編集委員会

2) 投稿原稿は3部を送付する。うち2部は、執筆者が特定される氏名、所属、謝辞などの記載個所は空欄にする。
3) 投稿された論文は理由の如何を問わず返却しない。

4. 原稿の受領および採否

1) 原稿の受付日は編集委員会が原稿を受け取った日とし、受付を電子メールで送付する。

2) 原稿の採否は複数査読をへて編集委員会で決定する。

採用に際し、原稿の修正および種類の変更を求めることがある。

3) 原稿採用の決定後、本文および図表はフロッピーやフラッシュメモリ等電子媒体に保存して提出する。

5. 著者校正

著者校正を1回行う。但し、校正の際の加筆は原則として認めない。

6. 原稿執筆の要領

1) 原稿は原則としてワードプロセッサーで作成する。最終原稿とともにフロッピーやフラッシュメモリ等電子媒体の提出を依頼する。

2) 投稿原稿の種類を問わず、A4判横書きで、1行の文字数を40字、1ページの行数を35行とし、適切な行間をあけ、10枚以内（図・表を含む）とする。

3) 外来語はカタカナで、外国人名、適当な日本語訳がない術語などは原則として活字体の原綴で書く。

4) 図、表および写真は、図1、表1、写真1等の番号をつけ、本文とは別に一括し、本文原稿の右欄外に、それぞれの挿入希望位置を指定する。本誌掲載の希望サイズで作成する。

5) 文献記載の様式

- (1) 引用文献は、本文の引用箇所の肩に 1)、1) ~ 4) など番号で示し、本文原稿の最後に一括して引用番号順に記載する。参考文献は、著者名のアルファベット順に列記する。
- (2) 記載方法は下記の例示を参考にする。
 - ① 雑誌の場合……著者名：表題名、雑誌名、巻(号)、頁、西暦年次。
 - ② 単行本の場合…編著者名：書店(版)、頁、発行所、西暦年次。
 - ③ 訳本の場合……原著者名：書名(版)、発行年次、訳者名、書名、頁、発行所、西暦年次。

6) 原稿には、表紙を2枚付け、1枚目の上半分には表題(和文・英文)、著者名(ローマ字とも)、所属機関名、図、表および写真などの枚数を書き、日本語キーワード4個以内を記す。下半分には赤字で希望する原稿の種類、別刷必要部数、編集委員会への連絡事項および連絡者の住所氏名、電話番号、メールアドレスを付記する。2枚目には表題(英文・英文)のみを記載する。

7) すべての投稿論文には、必ず400字程度の和文抄録をつける。原著の場合は、和文抄録に加え、英文抄録250語

程度をつける。ただし、すべての原稿の種類で英文抄録の掲載が可能である。

7. 著者が負担すべき費用

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 1) 掲載料 | 規定枚数を超過した分については、所要経費を著者負担とする。 |
| 2) 別刷料 | 別刷は全て実費を著者負担とする。 |
| 3) その他 | 図表等、印刷上特別な費用を必要とした場合は著者負担とする。 |

8. 掲載された論文の著作権は本学会に帰属する。

附 則

1. この規則は、平成9年9月1日から施行する。
2. この規則の改正は、平成11年6月19日から施行する。
3. この規則の改正は、平成18年7月8日から施行する。
4. この規則の改正は、平成22年5月8日から施行する。
5. この規則の改正は、平成23年6月19日から施行する。